

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 8 8

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉>
高齢者福祉・介護>介護保険>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

も く じ

- 介護保険事業者の指定について
- 長野市要介護認定等情報提供要綱の制定について【別紙1～6】
- 令和6年度 介護報酬改定について
- 令和6年度介護報酬改定に係る資料の掲載について【別紙7】
- 令和6年度介護報酬改定に係る加算等の届出の取扱いについて
- 令和6年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書の提出について【別紙8】
- 令和6年度介護報酬改定に伴う「介護予防・日常生活支援総合事業」の従業者、設備及び運営等の基準並びにサービス報酬の改定について
- 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書について
- 2022年9月発行 「入退院時における ケアマネジャー ⇄ 医療機関連携・情報収集の手引き 第2版」について（対象：居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護支援事業所）
- 【再掲】介護予防支援事業に係る指定申請について
- 令和6年4月開催 介護予防教室・介護者教室について
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況（令和6年2月末現在）
- 感染症の集団発生に関する報告について（依頼）【別紙9】

介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

令和6年3月1日付け指定分

□訪問介護

| | | | |
|-----------|----------------|----------|--------------|
| 介護保険事業者番号 | 2070107806 | | |
| 事業所名称 | 訪問介護ステーション一言一笑 | | |
| 事業所所在地 | 長野市大字稲葉39番地1 | | |
| 事業所電話番号 | 026-217-4187 | 事業所FAX番号 | 026-219-1035 |
| 開設者の名称 | 合同会社つながり | 営業日 | 月～金 |
| 営業時間 | 8:30～17:30 | 訪問介護員数 | 4人 |
| 通常の事業実施地域 | 長野市 | | |

□第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）

| | | | |
|-----------|----------------|----------|--------------|
| 介護保険事業者番号 | 2070107806 | | |
| 事業所名称 | 訪問介護ステーション一言一笑 | | |
| 事業所所在地 | 長野市大字稲葉39番地1 | | |
| 事業所電話番号 | 026-217-4187 | 事業所FAX番号 | 026-219-1035 |
| 開設者の名称 | 合同会社つながり | 営業日 | 月～金 |
| 営業時間 | 8:30～17:30 | 訪問介護員数 | 4人 |

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

長野市要介護認定等情報提供要綱の制定について

長野市では、この度、長野市要介護認定等情報提供要綱を制定しました（令和6年長野市告示第121号、長野市介護保険個人情報提供要綱は令和6年3月31日をもって廃止）。

要綱の制定に伴い、従前実施しておりました、介護サービス計画の作成等を目的とした要介護認定等情報（審査会資料等）の提供について、取扱いが変更となることから、以下のとおり周知いたします。

適正な個人情報の管理及び適切な介護保険サービスの利用に資することを目的とするものになりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

1 長野市要介護認定等情報提供要綱

別紙1のとおり

2 要介護認定等情報提供にかかる申請様式について

別紙2「要介護認定等情報提供に係る事前連絡表」

別紙3「長野市要介護認定等情報提供申請書（事業者用）（様式第2号）」

別紙4「長野市要介護認定等情報提供申請書（指定介護老人福祉施設入所判定用）（様式第3号）」のとおり

3 運用開始日

令和6年4月1日申請分から

4 申請から提供までの流れ

別紙5「手順フロー」のとおり

※要綱の様式第3号申請書による申請（介護老人福祉施設における入所判定を目的とした申請）の流れについては、変更がないため割愛

5 要介護認定等情報提供の申請における注意点

別紙6「要介護認定等情報提供申請に係る確認表」のとおり


6 その他

市内事業者へは既に電子メールにて本件について連絡済みとなります。なお、その際に「要介護認定等情報提供マニュアル（事業者用）」を配布していますが、情報提供の対象となる市内事業者でマニュアルを受領していない事業者がありましたら、介護保険課認定担当までお問合せください。

問い合わせ先：介護保険課 認定担当

TEL：026-224-7891（直通）

FAX：026-224-5247（直通）



令和6年度 介護報酬改定について

令和6年度介護報酬改定について、令和6年3月15日に介護保険最新情報が発出されておりますので、ご確認をお願いします。

また、今回の改正では、令和6年4月からの改正のほか、診療報酬の改正に合わせた令和6年6月からの改正、食費や居住費の基準費用額については令和6年8月からの改正となりますので、ご留意願います。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当

TEL：026-224-7871（直通）

令和6年度介護報酬改定に係る資料の掲載について

標記の件につきましては、各サービス事業所宛てに、ご登録いただいているメールアドレスに3月8日付けで通知を送信しています。

改めて別紙7をご確認いただき、令和6年度以降の取扱いにご留意いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

令和6年度介護報酬改定に係る加算等の届出の取扱いについて

標記の件につきましては、フレッシュ情報Vol.587（令和6年3月5日号）において取扱いについて周知しています。

現在、提出書類等の様式については掲載準備を進めておりますので、掲載後に改めてご登録いただいているメールアドレスに通知を送信いたします。必ずご確認ください、取扱いにご留意いただくようお願いいたします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

令和6年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書の提出について

介護職員等処遇改善加算について、令和6年4月から5月までの間に介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧3加算」という。）を算定しようとする介護サービス事業者並びに令和6年6月以降に新たな介護職員等処遇改善加算等（以下「新加算」という。）を算定しようとする介護サービス事業者は、次の提出期限までに別紙8のとおり介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書を提出してください。

提出期限

- ・計画書：令和6年4月15日（月）必着
- ・旧3加算に係る体制届及び体制等状況一覧表：令和6年4月1日（月）必着
（※計画書より先に提出する必要がありますので、ご注意ください。）

- ・新加算に係る体制届及び体制等状況一覧表：令和6年5月15日（水）必着

【通知及び様式の掲載先】

本件提出についての案内通知及び計画書様式は、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

○厚生労働省ホームページ

「ホーム」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「福祉・介護」→「介護・高齢者福祉」→「介護報酬」→「介護職員の処遇改善」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

（後日、同一の様式を長野市ホームページにも掲載予定です。）

【注意点】

- ・令和5年度の計画書と様式が異なっているため、旧様式ではお受けできません。

新様式をダウンロードしてお使いください。

- ・エクセルシートにはすでに計算式が入力されているセルがあります。この計算式を修正すると正しい計算ができなくなりますので、直接入力等により計算式を修正しないようご注意ください。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

令和6年度介護報酬改定に伴う「介護予防・日常生活支援総合事業」の従業者、設備及び運営等の基準並びにサービス報酬の改定について

令和6年度介護報酬改定に伴う「介護予防・日常生活支援総合事業」に係る「従業者、設備及び運営等の基準」並びに「サービス報酬」については、下記に掲載しましたのでご確認ください。

なお、サービスコード表を3月末に同ページに掲載予定です。

また、「単位コードマスタ」につきましては4月下旬にホームページに掲載いたします。準備ができ次第、フレッシュ情報でお知らせします。

長野市ホームページ

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101200/contents/p002470.html>

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 企画・管理担当

TEL：026-224-7935（直通）

FAX：026-224-8694

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書について

令和6年の介護保険法改正に伴い、令和6年4月から、居宅介護支援事業者が市町村の指定を受けて介護予防支援を行うことが可能となります。市町村の指定を受け、包括からの委託によらず介護予防支援を行う居宅介護支援事業所は、居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出が必要となります。

制度改正や年度切り替えに伴い、届出の件数が大幅に増加するおそれがありますので、多件数の届出の場合は、事前にご連絡をいただきますようお願いいたします。また、多件数の場合は、支所での受付は行いませんので、介護保険課給付担当に被保険者証とともに直接お持ちいただきますようお願いいたします。

なお、多件数の場合は登録にお時間を頂戴する見込みですのでご了承ください。

また、制度改正に伴う介護保険システムの更新のため、受付は令和6年3月28日（水）以降となりますのでご承知おきください。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当

TEL：026-224-7871（直通）

FAX：026-224-8694

2022年9月発行 「入退院時における ケアマネジャー ⇄ 医療機関 連携・情報収集の手引き 第2版」について

（対象：居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護支援事業所）

2022年9月に発行し、活用いただいている「入退院時における ケアマネジャー ⇄ 医療機関 連携・情報収集の手引き」についてお知らせします。

1 手引き3～4ページ「入退院支援の流れとポイント」の一部変更について

変更日：令和6年4月1日から

変更理由：令和6年度介護報酬改定において、入院時情報連携加算の見直しがされるため

変更箇所：以下のとおり

| 該当項目 | 変更前 | 変更後 |
|-----------------------|---------------------|--|
| 入院時情報連携加算 (1) 算定要件 | 入院してから 3日以内に情報提供 | <u>入院した日のうちに</u> 情報提供を行う ※ 入院日以前の情報提供を含む ※ 営業時間終了後または営業日 以外の日に入院した場合は、 入院日の翌日を含む |
| 入院時情報連携加算 | 入院してから | <u>入院した日の翌日または翌々日に</u> |

| | | |
|----------|-------------------|--|
| (2) 算定要件 | 4日以上7日以内に 情報提供 | 情報提供を行う ※ 営業時間終了後に入院した場 合であって、入院日から起算 して3日目が営業日でない場 合は、その翌日を含む |
|----------|-------------------|--|

*詳細：令和6年3月15日発出 介護保険最新情報 Vol.1213 P78～P79 及び
令和6年3月15日発出 介護保険最新情報 Vol.1225 P70～P71 参照

2 職員増員分等の手引きの追加配布について

配布場所：市役所地域包括ケア推進課（第二庁舎1階）
中部地域包括支援センター篠ノ井支所駐在（篠ノ井交流センター1階）

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 企画・管理担当
TEL：026-224-7935（直通）

【再掲】介護予防支援事業に係る指定申請について

（令和6年2月20日号 vol.586に掲載した内容です。）

令和6年の介護保険法改正に伴い、令和6年4月から、居宅介護支援事業者が市町村の指定を受けて介護予防支援を行うことが可能となります。指定を希望する事業者は、事前に地域包括ケア推進課にお問い合わせください。

1 申請対象事業者

- 既に指定居宅介護支援事業所である事業者
- 新たに居宅介護支援事業と併せて指定申請する事業者

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 企画・管理担当
TEL：026-224-7935（直通）
メール：houkatsucare@city.nagano.lg.jp

令和6年4月開催 介護予防教室・介護者教室について

令和6年4月の介護予防教室・介護者教室の開催予定はありません。

問い合わせ先：長野市中部地域包括支援センター
TEL：026-224-7174（直通）



介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 vol. 1210】

介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について（周知）

【介護保険最新情報 Vol. 1211】

介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正について（通知）

【介護保険最新情報 Vol. 1212】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示等の公布について

【介護保険最新情報 Vol. 1213】

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol. 1214】

介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について

【介護保険最新情報 Vol. 1215】

介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

【介護保険最新情報 Vol. 1216】

科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

【介護保険最新情報 Vol. 1217】

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について

【介護保険最新情報 Vol. 1218】

生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について

【介護保険最新情報 Vol. 1219】

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について

【介護保険最新情報 Vol. 1220】

「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」のテクノロジーを導入する

場合の夜間の人員配置基準における留意点について

【介護保険最新情報 Vol. 1221】

介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準について

【介護保険最新情報 Vol. 1222】

「介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol. 1223】

①「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」等の一部改正について

②「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」の一部改正について

③「「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について」の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol. 1224】

①「認知症介護実践者等養成事業の実施について」の一部改正について

②「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol. 1225】

「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (令和 6 年 3 月 15 日)」の送付について

【介護保険最新情報 Vol. 1226】

「介護職員等処遇改善加算等に関する Q & A (第 1 版)」の送付について

【介護保険最新情報 Vol. 1227】

令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた科学的介護情報システム (LIFE) の対応について

【介護保険最新情報 Vol. 1228】

認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について

【介護保険最新情報 Vol. 1229】

「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (令和 6 年 3 月 19 日)」の送付について

【要介護・要支援認定者状況】（令和6年2月末日現在 地区別認定者数：20,632人）

| 地区名 | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 | 合計 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 第1地区 | 50 | 62 | 91 | 47 | 46 | 36 | 30 | 362 |
| 第2地区 | 90 | 87 | 204 | 106 | 86 | 110 | 67 | 750 |
| 第3地区 | 59 | 90 | 137 | 58 | 73 | 78 | 45 | 540 |
| 第4地区 | 32 | 19 | 52 | 19 | 19 | 35 | 14 | 190 |
| 第5地区 | 35 | 32 | 68 | 32 | 19 | 35 | 16 | 237 |
| 芹田地区 | 174 | 152 | 312 | 126 | 109 | 160 | 85 | 1,118 |
| 古牧地区 | 109 | 119 | 278 | 120 | 148 | 126 | 90 | 990 |
| 三輪地区 | 162 | 172 | 289 | 128 | 111 | 151 | 79 | 1,092 |
| 吉田地区 | 124 | 160 | 246 | 90 | 95 | 99 | 77 | 891 |
| 古里地区 | 111 | 76 | 166 | 88 | 69 | 88 | 48 | 646 |
| 柳原地区 | 60 | 44 | 94 | 48 | 23 | 49 | 24 | 342 |
| 浅川地区 | 66 | 59 | 123 | 47 | 48 | 50 | 39 | 432 |
| 大豆島地区 | 66 | 54 | 134 | 62 | 54 | 89 | 42 | 501 |
| 朝陽地区 | 79 | 108 | 193 | 102 | 82 | 95 | 67 | 726 |
| 若槻地区 | 173 | 167 | 332 | 135 | 119 | 178 | 98 | 1,202 |
| 長沼地区 | 19 | 12 | 32 | 14 | 18 | 15 | 11 | 121 |
| 安茂里地区 | 202 | 200 | 309 | 147 | 106 | 167 | 86 | 1,217 |
| 小田切地区 | 13 | 12 | 20 | 8 | 17 | 19 | 6 | 95 |
| 芋井地区 | 21 | 8 | 47 | 24 | 22 | 19 | 10 | 151 |
| 篠ノ井地区 | 333 | 285 | 539 | 238 | 232 | 376 | 182 | 2,185 |
| 松代地区 | 190 | 159 | 295 | 137 | 108 | 200 | 101 | 1,190 |
| 若穂地区 | 123 | 91 | 147 | 75 | 58 | 90 | 56 | 640 |
| 川中島地区 | 203 | 174 | 316 | 140 | 135 | 199 | 102 | 1,269 |
| 更北地区 | 287 | 196 | 405 | 173 | 145 | 228 | 145 | 1,579 |
| 七二会地区 | 21 | 19 | 50 | 22 | 35 | 33 | 9 | 189 |
| 信更地区 | 34 | 25 | 32 | 18 | 19 | 28 | 9 | 165 |
| 豊野地区 | 66 | 59 | 160 | 70 | 61 | 82 | 43 | 541 |
| 戸隠地区 | 25 | 7 | 61 | 32 | 47 | 52 | 37 | 261 |
| 鬼無里地区 | 32 | 14 | 41 | 23 | 24 | 21 | 12 | 167 |
| 大岡地区 | 37 | 12 | 28 | 9 | 14 | 10 | 5 | 115 |
| 信州新町地区 | 93 | 31 | 89 | 35 | 57 | 58 | 27 | 390 |
| 中条地区 | 42 | 12 | 64 | 15 | 29 | 25 | 8 | 195 |
| 市外 | 16 | 10 | 27 | 16 | 20 | 36 | 18 | 143 |
| 合計 (現存者) | 3,147 | 2,727 | 5,381 | 2,404 | 2,248 | 3,037 | 1,688 | 20,632 |



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》 長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通） / FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp